

注目!

通学時の負担軽減に関する取組について



小学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



児童の負担軽減に向け、すべての小学校にて「置き勉リスト」を作成し、そのリストを基に、「置き勉」を実施しています。



中学校におけるいわゆる「置き勉」の取組状況は？



小学校同様、教科書等を学校に置いて帰ることができます。しかし、教科書等を用いた自宅学習や定期考査、単元テスト等の準備のため、必要に応じて適宜持ち帰ることもあります。

中学校では、教科書等の持ち帰りを含め、**何事も自分で必要なものを考え準備し、行動することも大切です。**

※ 保護者の皆様へお願い

お子様の教育については、第一義的責任は保護者の皆様にあります。



「携行品」や「教科書」等の持ち帰りについて、**ご家庭で確認したり、お子様と話し合ったりする機会を数多く設けていただきますよう**よろしくお願ひします。

【根拠法令】日本国憲法第26条 民法第820条
教育基本法第10条

【問い合わせ】教育指導課 3880（5974）